

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第66号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第20号及び同条第5項第5号中「京都市ふるさと納税基金条例」を「京都みらい夢基金条例」に、「ふるさと納税寄付金」を「寄付金」に改め、同項第7号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)